

綾瀬市中小企業融資利子補給要綱

（名称）

第1条 補助金の名称は、綾瀬市中小企業融資利子補給金（以下「利子補給金」という。）とする。

（目的）

第2条 利子補給金の交付は、中小企業者の負担を軽減し、事業活動の安定化・円滑化を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第3条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で事業活動を営んでいること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 次のうちいずれかの資金の借入れを実行していること。

ア 綾瀬市中小企業融資制度要綱（平成29年4月1日施行。以下「市融資要綱」という。）第3条第2号に定める経営安定資金（以下「市経営安定資金」という。）

イ 神奈川県中小企業制度融資要綱（平成12年4月1日適用）第8条第1号に規定する経営安定資金のうち神奈川県中小企業制度融資実施要領（以下「県融資要領」という。）第3項第3号に定める資金（以下「県経営安定資金（売上・利益減少対策融資）」という。）及び県融資要領第13項に定める資金（以下「県特別資金」という。）

ウ 市融資要綱第3条第3号に定める創業支援資金（以下「市創業支援資金」という。）

- (4) 綾瀬市中小企業信用保証料補助金交付要綱（昭和59年4月1日施行）第8条第1号の規定により、補助金の返還を要する者については、市長が指定する期日までに返還済みであること。
- (5) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当しない者

（交付の制限）

第4条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金を交付しない。

(1) 前条第3号に定める資金の償還を延滞した場合等で、期限の利益を喪失したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が交付することが適当でないと認めたとき。

(利子補給金額)

第5条 利子補給金は、1月1日から12月31日までの間に補助対象者が現に支払った利子(延滞利子を除く。)の合計額の2分の1以内(ただし、第3条第3号イに定める資金については4分の1以内)とし、算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を予算の範囲内で交付する。

(利子補給の期間)

第6条 利子補給の期間は、第3条第3号に定める資金を受けた日から起算して24箇月以内とする。

(綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則との関係)

第7条 補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(利子補給金の交付申請)

第8条 利子補給金の交付を受けようとする補助対象者は、次に掲げる書類を市長の定める期限までに市長に提出しなければならない。

(1) 綾瀬市中小企業融資利子補給金交付申請書(第1号様式)

(2) 取扱金融機関と締結した金銭消費貸借契約書の写し

(3) 利子支払証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号の書類について、市長が特に必要がないと認めた場合は、提出を省略することができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、綾瀬市中小企業融資利子補給金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないことを決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

(利子補給金の交付)

第 10 条 利子補給金は、前条による交付決定後、規則第 11 条第 2 項に規定する補助金等交付請求書の提出があった日から 30 日以内に支払うものとする。

(変更の届出)

第 11 条 受給者は、利子補給の期間中に、次の各号のいずれかに該当するときは、綾瀬市中小企業融資利子補給金交付申請内容変更届出書 (第 3 号様式) により市長に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは氏名 (法人にあっては、所在地、名称若しくは代表者名) の変更があったとき。
- (2) 第 3 条第 3 号に定める資金の条件に変更があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(利子補給金の交付決定の取消し等)

第 12 条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した利子補給金があるときは、その全部又は一部に相当する額を期限を定めて返還させることができる。

- (1) 詐欺その他の不正の行為により利子補給金の交付の決定を受け、又は利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に反したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が認めたとき。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 4 年 12 月 25 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 4 年度に係る利子補給金の交付については、第 4 条中「毎年 1 月 1 日」とあるのは「平成 4 年 5 月 25 日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の綾瀬市経営安定特別資金利子補給要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る受給資格者について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の綾瀬市経営安定特別資金利子補給要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の借入に係る受給資格者について適用し、同日前の借入については、なお従前の例による。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の市経営安定特別資金及び県経営安定特別資金にあっては、改正後の市経営安定資金及び県経営安定資金とみなす。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の神奈川県中小企業制度融資実施要領第 4 項 (1) ア (ウ) の融資にあつては、改正後の神奈川県中小企業制度融資実施要領第 4 項 (1) の融資とみなす。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成 2 3 年 7 月 1 日から施行し、改正後の第 3 条第 3 号イの規定は平成 2 3 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の施行の際現に改正前の要綱に規定された資金の貸付を受けている者は、改正後の要綱第 3 条に規定する補助対象者とみなす。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の綾瀬市中小企業融資利子補給要綱 (以下、「改正後の要綱」という。) の施行の際、現に改正前の綾瀬市経営安定資金利子補給要綱に規定された資金の貸付を受けている者は、改正後の要綱第 3 条に規定する補助対象者とみなす。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 3 月 6 日から施行し、改正後の第 3 条第 3 号イの規定、第 4 条第 1 号、第 5 条、第 6 条、第 1 1 条第 2 号は平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱の施行の際、現に改正前の要綱に規定された資金の貸付を受けてい

る者は、改正後の要綱第 3 条に規定する補助対象者とみなす。

- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 0 月 8 日から施行する。

第 1 号様式（第 8 条関係）

綾瀬市中小企業融資利子補給金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名
電 話 番 号 ()
担当者所属・氏名

綾瀬市中小企業融資利子補給要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり利子補給金の交付を申請します。交付決定にあたり、市民税等の納付状況を確認することについて同意します。

1 資金の種類	☐ 市経営安定資金 ☐ 県経営安定資金（売上・利益減少対策融資） ☐ 県特別資金 ☐ 市創業支援資金
2 借入金額	円
3 借入期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 借入金融機関	
5 支払利子額	年 月 日から 年 月 日までに 支払った利子額 円
6 申請額	円
7 添付書類	金銭消費貸借契約書の写し、利子支払証明書、 その他（ ）

第 2 号様式（第 9 条関係）

綾瀬市中小企業融資利子補給金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度利子補給金の交付について、綾瀬市中小企業融資利子補給要綱第 9 条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

交 付 決 定 額	
借入金融機関	
借 入 金 額	
そ の 他	

第 3 号様式（第 1 1 条関係）

綾瀬市中小企業融資利子補給金交付申請内容変更届出書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住所又は所在地
申請者 名 称
代表者職・氏名
電 話 番 号 ()
担当者所属・氏名

綾瀬市中小企業融資利子補給要綱第 1 1 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 区 分		☐ 住所・所在地変更 ☐ 氏名・名称変更 ☐ 代表者変更 ☐ 融資条件変更 ☐ その他 ()
変 更 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日		年 月 日